

6月発行ニュースレター Japanese Business Network



目次

- 企業危機および破産防止法の概要と PwC サービスのご紹介
- 労働災害保険料の新ガイドライン
- 新しい研究開発税額控除（第1条、70～72項）の概要と PwC サービスのご紹介
- **（必見！）** パテントボックスをはじめ、さまざまな税優遇措置が導入

◆◆◆企業危機および破産防止法の概要と PwC サービスのご紹介

2019年3月16日に発効した新規定（民法第2086条第2項）により「法人の経済危機状況の早期発見と事業の継続性保護のため、法人の性質と規模に適した経営や会計の管理体制を構築する」ことが義務付けられ、さらに2020年8月15日より、企業危機および破産防止法（以下「CCII」）に**早期警告メカニズム**の採用も義務付けられました。

対象企業: 有限責任会社（S.r.l）および有限責任協同組合会社（S.c.a.r.l.）

CCIIの第379条に従って、監督機関（監査役会）または監査（法）人を任命し、会社が以下に該当する場合には、必要に応じて定款内容も変更しなければなりません。

- (i) 連結財務諸表を作成することを要求されている。
- (ii) 法定監査を受けている。
- (iii) 2会計年度連続して以下の1つが該当する場合。（2019年6月に変更がありました。）
 - a) 貸借対照表の総資産：4百万ユーロ。
 - b) 販売およびサービスからの収益：4百万ユーロ。
 - c) 会計年度中の平均従業員数：20人。

「大企業」および「大企業グループ」、下記3つの条件のうち2つを満たす会社や金融機関および年金基金は対象外です。

- a) 貸借対照表の総資産 (totale dello stato patrimoniale)：20百万ユーロ。
- b) 販売およびサービスからの純収益 (ricavi delle vendite e delle prestazioni)：40百万ユーロ。
- c) 会計年度中の平均従業員数：250人。

！重要！2017年度に上記を満たしていた場合も、2018年度、2019年度で、“ricavi netti delle vendite e delle prestazioni”が40百万ユーロを満たしていない場合は「大企業」ではなくなりますので、早期警戒メカニズムを導入しなければなりません。

PwC サービスの概要

- 管理体制のアセスメントおよび調整措置：

© 2019 TLS Associazione Professionale di Avvocati e Commercialisti. All rights reserved. “PwC” & TLS refers to TLS Associazione Professionale di Avvocati e Commercialisti or PwC Tax and Legal Services and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. Please see www.pwc.com/structure for further details.

- 組織、管理、会計のマネジメント体制のアセスメントと調整
- インデックスモニタリングに適した管理体制への調整
- インデックスの継続的モニタリング
- **PwC デジタル・ソリューション**：データ収集、ワークフローの管理、インデックスの分析、結果報告まで一連の流れを IT ソリューションにより管理し、継続的なモニタリングをサポート
- **コンプライアンス**：管理体制の調整を行う際「ベストプラクティス」を適用しているか検証、確認
- **戦略的分析**：調整的措置が行われた後、通常の事業活動へ戻るために必要なアクションを戦略的な視点で分析

詳しくはニュースレターをご覧ください。 [Newsletter 21022019](#) / [Newsletter 13032019](#) (英語・イタリア語)

◆◆◆労働災害保険料の新ガイドライン

(2019年1月1日から2021年12月31日までの期間を反映)

2019年4月3日、イタリア全国労働災害保険協会(“INAIL” – Istituto Nazionale per l’Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro、以下「INAIL」)は労働災害保険料の計算・申告・納付(“Autoliquidazione”)についての新ガイドラインを発表しました。

2019年の予算法を受け、INAILは労働災害保険料率を改定しました。2019年3月26日に発表された3つの閣僚間行政命令を受け、新保険料率(2019年~21年の3年間有効予定)は正式に導入されることとなります。本改定以前に行われた最後の改定は20年も前にさかのぼり、2000年12月の閣僚行政命令の内容(通常保険料規定)が上書きされる形となります。

当該ガイドライン導入に当たり、雇用主の労働災害保険料が大幅に削減され、政府によれば、2000年の保険料率と比較して、平均32.72%が削減される見通しです。これにより、雇用主の労働災害保険料は合計17億ユーロ削減され、このうち500百万ユーロは2019年度に割り当てられます。

本改定により、保険内容は現代の労働障害、業務上疾病に対し、より適応したものへと更新され、新技術の導入や組織の構造変化を受けて新しい項目が追加、さらに対象項目数は739から595へと大幅に削減されます。

今後の動き

雇用主は新しい保険対象項目と従業員の職務内容との照合を内部的に行い、保険対象項目に付帯されている保険料率を元に、2019年度の前払い金(“Acconti 2019”)を確定します。これにより、INAILの承認を得ることなく、新しい保険料率を迅速に適用することが可能となります。また、2019年5月16日までに、改定後の税率に基づき計算された保険料をF24フォームを介して申告・納付をすることが求められており、オンライン納付の際には、保険料支払いを一括もしくは分割払いにするかの意思表示が可能です。

PwC Italy TLS より発行された Newsletter は [こちら](#) よりご覧ください。(イタリア語・英語)

◆◆◆新しい研究開発税額控除（第1条、70～72項）の概要とPwCサービスのご紹介

2019年度および2020年度にR&D活動を行うイタリアの企業または恒久的施設（直接的、間接的、契約の「プリンシパル」として、または外国のプリンシパルにR&Dサービスを提供している）を対象に、研究開発費に関わるタックスクレジットが付与されます。

<計算方法>

(a) FY2012 から 2014 の期間の平均研究開発費を計算

(b) FY2015 から 2020 の期間に生じた1年あたりの研究開発費を算出

(a)と(b)をそれぞれ比較し、FY2015 から 2020 の増加分(c)に対し、タックスクレジット付与(c)に表れる研究開発費増加分に対し、25%から50%のタックスクレジット付与
タックスクレジットの最大付与額は年間5百万ユーロ（2015年-2016年分）、20百万ユーロ（2017年-2018年分）、10百万ユーロ（2019年-2020年分）

<対象となる研究開発費の例>

年間研究開発費は最低3万ユーロ

研究開発費	Tax credit %
a)従属雇用契約を有する研究開発の為に雇用された人件費	50%
b)会社とは無関係な大学、研究センター、革新的新興企業、または中小企業に委託された研究開発費	50%
c)自営業であるR&D従業員のための費用	25%
d)会社とは無関係な(b)とは異なる会社に委託した研究開発費	25%
e)器具および備品の減価償却	25%
f)技術力および工業所有権にかかる費用	25%
(NEW!)研究開発活動や試作の実現に直接使用される材料および供給に関連する費用	25%

<注意>2018年度に対して、新しい研究開発の税額控除申告には、法定代理人による署名付きの技術書類と経費の適正さを証明、保存することが新たに義務付けられています。

PwCサービスの概要

- 技術報告書の作成・ベストプラクティスの指導: 報告書の作成、または現在のプロバイダーを変更したいお客様に対し、下記のサービスを提供しています。
 - 当該制度に照らし合わせ「研究開発費」の枠組みを定める
 - 社内プロジェクト、通常・特別費用の適格性の検証
 - 技術報告書の作成
- 意見書の作成: 技術報告書の作成を別のプロバイダーまたは社内で行っているお客様に対し、社内プロジェクトの適格性について検証を行い、意見書を作成します。これは、証明書を作成する監査人のサポートに当たります。

◆◆◆パテントボックスをはじめ、さまざまな税優遇措置が導入

2019年4月23日、行政命令第34番にあたる「経済成長の行政命令」が閣僚評議会によって承認

© 2019 TLS Associazione Professionale di Avvocati e Commercialisti. All rights reserved. "PwC" & TLS refers to TLS Associazione Professionale di Avvocati e Commercialisti or PwC Tax and Legal Services and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. Please see www.pwc.com/structure for further details.

されました。

パテントボックス

2014年に発表された法令190/2014第1条 (37) – (45) パテントボックス制度では、保有する知的財産（特許、ノウハウ、デザインやモデル、ソフトウェアなど）から創出された売上高の50%を法人税（IRES）および地方法人税（IRAP）課税ベースから免除することが規定されていました。パテントボックスにおける税優遇措置は、2015年より知的財産を保有する企業に対し適用が始まりましたが、実際のところ、その恩恵を受けるためにはイタリア税務当局とのタックスルーリングが義務化されており、申請から3年以上にもおよぶ議論が必要な事態が生じました。しかし、今回の行政命令により優遇措置の適用が簡易化され、納税者は優遇制度にアクセスしやすくなりました。

「自動」パテントボックス制度

- 以前のような煩雑なタックスルーリングプロセス（“Accordo Preventivo”）の必要性がなくなり、納税者は利益を自ら算出可能に。税務当局の介入は、算出における最終確認をするに留まる。
- 対象者には、制度を過去に利用したことがない、またイタリア税務当局と議論中の企業も含まれる。
- 納税者は利益がどのように算出されたかを説明する義務があり、定められた適切な書類にて示さなければならない。
- 最終結果が税務当局の見解と相違する場合でも、ペナルティの対象とはならない。（2010年に発効した「移転価格におけるペナルティ対抗措置」と類似しており、利用者をペナルティから守ろうとする意図が汲み取れる）
- その他の詳細については、2019年5月から90日以内に税務当局から発表予定。

法人税（IRES）の軽減税率制度（“mini-IRES”）

- 2019年予算案にて法人税（IRES）軽減税率は最大15%までと定められたが、軽減税率制度を利用するにあたり、投資および人員の増加など厳しい条件が課されたため、実質ほとんどの企業が、その恩恵を得られないでいる。
- この状況を受け、経済成長の行政命令第2条（7）では、納税者により有利な新しい軽減税率制度を導入。現行の法人税24%は2022年には最大20.5%へ軽減されることとなり、また2019年より3年間にわたり毎年、徐々に軽減する（2019年 - 22.5%, 2020年 - 21.5%, 2021年 - 21%, 2022年以降 - 20.5%）。
- 課税ベースは確定申告書上の純利益。また純利益は株主へ配当として分配されない剰余金であることを条件とし、課税ベースの上限を超える剰余金については、来年度へ繰越。
- 当該制度により法人税算出方法が簡易化。純資産増加の原因要素は算出より排除（例：株主による資本拠出、純資産と計上すべき会計処理の誤り、キャッシュフローヘッジに伴うデリバティブ評価）。
- 詳細については導入における行政命令（ガイドライン）が経済財政省（MEF）から発表予定。

